

障害者雇用のようす

—令和元年6月1日現在の障害者雇用状況報告から—

令和2年3月

宮城労働局職業安定部職業対策課

はじめに

本書は、令和元年6月1日現在における民間企業・地方公共団体等の障害者の雇用状況及び令和2年1月末現在における県内の公共職業安定所における障害者の職業紹介状況を取りまとめたものです。

障害者の雇用促進のための資料として広く御活用いただければ幸いです。

令和2年3月

目 次

I	令和元年6月1日現在の障害者雇用状況報告集計結果の概要	1
II	障害者雇用状況報告集計結果表	
第1表	民間企業における障害者の雇用状況（宮城県及び全国）	5
第2表	地方公共団体における障害者の雇用状況	6
第3表	一般の民間企業における障害者の雇用状況（規模別）	8
第4表	一般の民間企業における障害者の雇用状況（産業別）	9
第5表	一般の民間企業における障害者の雇用状況（安定所別）	11
第6表	一般の民間企業における障害者の雇用状況の推移	12
グラフ	一般の民間企業における障害者の雇用状況の推移	13
III	障害者の職業紹介状況の概要	15
IV	障害者職業紹介業務取扱状況表	
第7表	障害者職業紹介業務取扱状況	16
第8表	障害者職業紹介業務取扱状況（安定所別就職件数）	17
第9表	産業別・職業別・規模別就職状況	18
第10表	身体障害者の障害部位別就職状況	18

I 令和元年6月1日現在の障害者雇用状況報告集計結果の概要

－身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況について－

今回取りまとめた身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下「障害者」という。）の雇用状況は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の規定により、宮城県に本社を有し常用雇用労働者45.5人以上の民間企業（独立行政法人は40.0人以上）と、常用雇用する職員が40.0人以上（一定の教育委員会は42.0人以上）の地方公共団体から、令和元年6月1日現在における障害者の雇用状況報告を受け、これを集計したものである。

障害者雇用状況報告は、企業の本社所在地の都道府県を単位に集計しており、県内に本社を置かない事業所や、常用労働者数が45.5人未満の企業における障害者の雇用状況は明らかでないことから、本県全体の障害者の雇用状況を全て反映した内容とはなっていないことに留意する必要がある。

なお、法定雇用率は平成30年4月1日に改定されている。（詳細は4ページ参照）

1 民間企業における雇用状況

（1）一般の民間企業

① 雇用されている障害者数及び実雇用率

報告対象企業（45.5人以上規模の企業：法定雇用率2.2%）で雇用されている障害者数は6,100.5人で前年より256.0人増加し10年連続で過去最高となった。

実雇用率は2.11%と前年比0.06ポイント上回り8年連続で過去最高となった。

企業規模別の実雇用率は、全ての企業規模で前年を上回った。

（第1表（1）、第3表）

産業別の実雇用率では、「生活関連サービス業・娯楽業」（4.50%）、「農業・林業・採石業」（3.16%）、「医療・福祉」（2.37%）は法定雇用率を上回っている。

（第4表）

② 法定雇用率達成企業の割合

法定雇用率達成企業の割合は、50.4%と前年比1.2ポイント上回った。

企業規模別では、45.5～100人未満が46.9%、100～300人未満が55.5%、300～500人未満が50.9%、500～1,000人未満が41.0%、1,000人以上が61.3%であった。(第1表(1)、第3表)

③ 障害種別の雇用状況

雇用されている障害者の数は、身体障害者が3,891.0人、知的障害者が1,507.0人、精神障害者が702.5人であった。(第3表、第4表)

④ 障害者雇用状況表に基づく宮城県内実雇用率上位10社の状況

宮城県に本社を置く企業のうち、障害者雇用が進んでいる(実雇用率が高い)企業上位10社は次のとおり。

企業名	業種	所在地	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(人)	実雇用率(%)
ほっとファーム 株式会社	障害者福祉事業	仙台市青葉区	62.5	103.20
株式会社 MAYURA	障害者福祉事業	仙台市青葉区	47.5	95.79
株式会社 新陽ランドリー	クリーニング業	仙台市泉区	65.0	89.23
白石クリーニング協同組合	クリーニング業	白石市	48.5	32.99
株式会社 オートランドリータカノ	クリーニング業	仙台市太白区	313.5	31.26
有限会社 ニューホワイトクリーニング	クリーニング業	白石市	52.5	29.52
社会福祉法人 ふれあいの里	障害者福祉・介護福祉事業	登米市	75.0	26.67
東邦メッキ 株式会社	電気メッキ塗装業	柴田郡村田町	50.5	23.76
Green-Room 株式会社	整骨院及びマッサージ治療院	仙台市青葉区	68.0	22.06
株式会社 フジ・スタイリング	紳士服縫製加工業	仙台市泉区	106.5	20.19

(2) 地方独立行政法人

2.5%の法定雇用率が適用される独立行政法人(40.0人以上規模の法人)における障害者の実雇用率は1.81%であった。(第1表(2))

2 地方公共団体における雇用状況

(1) 県及び市町村の機関

2.5%の法定雇用率が適用される県の機関（40.0人以上規模の機関）における障害者の実雇用率は2.85%であり前年比0.12ポイント上回り、市町村の機関（40.0人以上規模の機関）については2.27%と、前年比0.01ポイント上回った。

県及び市町村の52機関のうち、法定雇用率に達成していない機関は17機関となっている。

岩沼市は11月1日付、東松島市は10月1日付、大崎市は11月1日付、美里町は11月7日付で達成。

(第2表(1)(3))

(2) 県等の教育委員会の機関

2.4%の法定雇用率が適用される県等の教育委員会の機関（42.0人以上規模の機関）における実雇用率は2.41%であり、前年比0.02ポイント上回った。

対象となる3機関全てにおいて、法定雇用率を達成している。

(第2表(2)(3))

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|-------|--|----------------------------|----------------|---------------|-----------------------|--|--|-------|-------|---------------|--|--|--|----------------------------|----------------|
| ○ 民間企業 | …… | <table border="0" style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <tr> <td style="padding: 0 5px;">一般の民間企業</td> <td style="padding: 0 5px;">……………</td> <td style="padding: 0 5px;">2. 2% [2. 0%]</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding: 0 5px;">(45.5人 [50人] 以上規模の企業)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 5px;">特殊法人等</td> <td style="padding: 0 5px;">……………</td> <td style="padding: 0 5px;">2. 5% [2. 3%]</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding: 0 5px;"> <table border="0" style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;"> <tr> <td style="padding: 0 5px;">労働者数40人 [43.5人] 以上規模の特殊法人、</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 5px;">独立行政法人、国立大学法人等</td> </tr> </table> </td> </tr> </table> | 一般の民間企業 | …………… | 2. 2% [2. 0%] | (45.5人 [50人] 以上規模の企業) | | | 特殊法人等 | …………… | 2. 5% [2. 3%] | <table border="0" style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;"> <tr> <td style="padding: 0 5px;">労働者数40人 [43.5人] 以上規模の特殊法人、</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 5px;">独立行政法人、国立大学法人等</td> </tr> </table> | | | 労働者数40人 [43.5人] 以上規模の特殊法人、 | 独立行政法人、国立大学法人等 |
| 一般の民間企業 | …………… | 2. 2% [2. 0%] | | | | | | | | | | | | | | |
| (45.5人 [50人] 以上規模の企業) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 特殊法人等 | …………… | 2. 5% [2. 3%] | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="0" style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;"> <tr> <td style="padding: 0 5px;">労働者数40人 [43.5人] 以上規模の特殊法人、</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 5px;">独立行政法人、国立大学法人等</td> </tr> </table> | | | 労働者数40人 [43.5人] 以上規模の特殊法人、 | 独立行政法人、国立大学法人等 | | | | | | | | | | | | |
| 労働者数40人 [43.5人] 以上規模の特殊法人、 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 独立行政法人、国立大学法人等 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ○ 国、地方公共団体 | …………… | 2. 5% [2. 3%] | | | | | | | | | | | | | | |
| (40人 [43.5人] 以上規模の機関) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ○ 都道府県等の教育委員会 | …………… | 2. 4% [2. 2%] | | | | | | | | | | | | | | |
| (42人 [45.5人] 以上規模の機関) | | | | | | | | | | | | | | | | |

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

※〔 〕内は、平成30年3月までの値である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ ただし、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること

② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

Ⅱ 障害者雇用状況報告集計結果表

第1表 民間企業における障害者の雇用状況（宮城県及び全国）

（1）一般の民間企業（法定雇用率2.2%適用）

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数 (人)	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100 (%)	⑤ 法定雇用率達成企業の割合 (%)
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者 (人)	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者 (人)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者 (人)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者 (人)	E. 計 A×2+B+C+D×0.5 (人)		
宮城計	1,564 (1,525)	289,031.5 (285,714.0)	1,233 (1,192)	169 (161)	3,198 (3,062)	535 (475)	6,100.5 (5,844.5)	2.11 (2.05)	50.4 (49.2)
45.5～	789	51,345.0	192	42	510	170	1,021.0	1.99	46.9
100人未満	(761)	(49,893.0)	(176)	(40)	(507)	(146)	(972.0)	(1.95)	(46.5)
100～	577	88,259.0	334	48	931	164	1,729.0	1.96	55.5
300人未満	(569)	(87,771.0)	(326)	(53)	(886)	(159)	(1,670.5)	(1.90)	(54.7)
300～	106	36,576.5	173	23	413	65	814.5	2.23	50.9
500人未満	(104)	(35,519.0)	(172)	(17)	(376)	(55)	(764.5)	(2.15)	(43.3)
500～	61	37,602.5	159	14	398	44	752.0	2.00	41.0
1,000人未満	(57)	(34,422.5)	(148)	(13)	(361)	(24)	(682.0)	(1.98)	(40.4)
1,000人以上	31 (34)	75,248.5 (78,108.5)	375 (370)	42 (38)	946 (932)	92 (91)	1,784.0 (1,755.5)	2.37 (2.25)	61.3 (50.0)
全国計	101,889 (100,586)	26,585,858.0 (26,104,834.5)	121,377 (117,892)	16,845 (16,026)	278,430 (262,305)	45,159 (41,309)	560,608.5 (534,769.5)	2.11 (2.05)	48.0 (45.9)
45.5～	50,055	3,316,709.0	10,237	2,935	28,881	8,779	56,679.5	1.71	45.5
100人未満	(49,370)	(3,275,003.0)	(9,985)	(2,864)	(28,006)	(8,174)	(54,927.0)	(1.68)	(44.1)
100～	36,578	5,646,290.5	21,816	4,811	56,463	12,444	111,128.0	1.97	52.1
300人未満	(36,173)	(5,582,387.5)	(21,207)	(4,496)	(54,188)	(10,847)	(106,521.5)	(1.91)	(50.1)
300～	7,031	2,492,011.0	10,538	1,682	24,629	4,025	49,399.5	1.98	43.9
500人未満	(6,965)	(2,469,779.5)	(10,226)	(1,538)	(23,052)	(3,670)	(46,877.0)	(1.90)	(40.1)
500～	4,820	3,099,057.0	14,124	1,927	32,903	4,723	65,439.5	2.11	43.9
1,000人未満	(4,720)	(3,036,954.5)	(13,852)	(1,792)	(30,719)	(4,386)	(62,408.0)	(2.05)	(40.1)
1,000人以上	3,405 (3,358)	12,031,790.5 (11,740,710.0)	64,662 (62,622)	5,490 (5,336)	135,554 (126,340)	15,188 (14,232)	277,962.0 (264,036.0)	2.31 (2.25)	54.6 (47.8)

（2）地方独立行政法人（法定雇用率2.5%適用）

区分	① 法人数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数 (人)	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100 (%)	⑤ 法定雇用率達成法人の割合 (%)
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者 (人)	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者 (人)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者 (人)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者 (人)	H. 計 A×2+B+C+D×0.5 (人)		
宮 城 県	4 (4)	1,298.0 (1,331.5)	4 (4)	0 (0)	15 (14)	1 (0)	23.5 (22.0)	1.81 (1.65)	25.0 (25.0)
全 国	352 (348)	440,944.0 (432,729.0)	2,849 (2,705)	184 (166)	5,608 (5,332)	244 (204)	11,612.0 (11,010.0)	2.63 (2.54)	80.1 (69.0)

(注)

- ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者等が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- ③欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。A欄の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上1人を2人に相当するものとしており、E欄においてはダブルカウントを行って計上している。また、D欄の「重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については、法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄においては0.5カウントしている。
ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、以下の注4に該当するものについては、1人分とカウントしている。
- A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間勤務労働者であって、次のいずれかに該当する者を含む。
 - 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること。
 - 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 下段の（ ）内は平成30年6月1日現在の数値である。

第2表 地方公共団体における障害者の雇用状況

(1) 法定雇用率2.5%が適用される地方公共団体

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数 (人)	③ 障害者の数					④ 実雇用率 $E \div ② \times 100$ (%)
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者 (人)	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員 (人)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者 (人)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員 (人)	E. 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$ (人)	
県の機関	2 (4)	6,161.0 (6,165.0)	56 (56)	6 (7)	50 (41)	15 (17)	175.5 (168.5)	2.85 (2.73)
市町村の機関	50 (54)	26,124.0 (25,389.5)	139 (139)	14 (14)	294 (275)	15 (13)	593.5 (573.5)	2.27 (2.26)
合計	52 (58)	32,285.0 (31,554.5)	195 (195)	20 (21)	344 (316)	30 (30)	769.0 (742.0)	2.38 (2.35)

(2) 法定雇用率2.4%が適用される県等の教育委員会

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数 (人)	③ 障害者の数					④ 実雇用率 $E \div ② \times 100$ (%)
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者 (人)	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員 (人)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者 (人)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員 (人)	E. 小計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$ (人)	
教育委員会	3 (3)	16,607.0 (16,205.0)	93 (88)	1 (2)	211 (207)	5 (3)	400.5 (386.5)	2.41 (2.39)

(注)

- ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- ③欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。A欄の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上1人を2人に相当するものとしており、E欄においてはダブルカウントを行って計上している。また、D欄の「重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員」については、法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄においては0.5カウントしている。
ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、以下注4に該当するものについては、1人分とカウントしている。
- A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の短時間勤務職員である。
- C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者を含む。
 - 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること。
 - 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 下段の（ ）内は平成30年6月1日現在の数値である。

(3) 地方公共団体の各機関の状況

機関名	① 職員数	② 障害者の 数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
2.5%適用機関計	32,285.0	769.0	2.38	70.0	
1 宮城県	5,514.0	158.0	2.87	0.0	特例認定あり(注4①)
2 宮城県警察本部	647.0	17.5	2.70	0.0	
3 仙台市	8,166.5	219.0	2.68	0.0	特例認定あり(注4②)
4 名取市	447.5	12.0	2.68	0.0	
5 岩沼市	423.0	9.0	2.13	1.0	特例認定あり(注4③)注5①
6 亶理町	414.5	5.0	1.21	5.0	特例認定あり(注4④)
7 山元町	242.0	4.0	1.65	2.0	特例認定あり(注4⑤)
8 大和町	240.5	7.0	2.91	0.0	特例認定あり(注4⑥)
9 富谷市	450.5	11.0	2.44	0.0	特例認定あり(注4⑦)
10 大衡村	75.0	1.0	1.33	0.0	
11 石巻市	1,701.0	47.0	2.76	0.0	
12 東松島市	559.5	10.0	1.79	3.0	特例認定あり(注4⑧)注5②
13 女川町	180.5	4.0	2.22	0.0	
14 塩竈市	935.5	24.0	2.57	0.0	特例認定あり(注4⑨)
15 多賀城市	401.0	10.0	2.49	0.0	
16 松島町	172.0	3.0	1.74	1.0	
17 七ヶ浜町	162.0	2.0	1.23	2.0	
18 利府町	285.0	7.0	2.46	0.0	特例認定あり(注4⑩)
19 大郷町	84.5	5.0	5.92	0.0	
20 大崎市	2,307.5	51.0	2.21	6.0	特例認定あり(注4⑪)注5③
21 色麻町	117.0	2.0	1.71	0.0	
22 加美町	512.0	7.0	1.37	5.0	特例認定あり(注4⑫)
23 涌谷町	287.5	8.0	2.78	0.0	
24 美里町	188.0	3.0	1.60	1.0	注5④
25 角田市	322.0	8.0	2.48	0.0	特例認定あり(注4⑬)
26 大河原町	185.0	5.0	2.70	0.0	
27 村田町	183.0	4.0	2.19	0.0	特例認定あり(注4⑭)
28 柴田町	298.5	2.0	0.67	5.0	特例認定あり(注4⑮)
29 川崎町	148.5	3.0	2.02	0.0	特例認定あり(注4⑯)
30 丸森町	165.5	4.0	2.42	0.0	
31 白石市	384.0	10.0	2.60	0.0	特例認定あり(注4⑰)
32 蔵王町	211.5	2.0	0.95	3.0	特例認定あり(注4⑱)
33 七ヶ宿町	75.5	1.0	1.32	0.0	特例認定あり(注4⑲)
34 栗原市	1,476.0	27.0	1.83	9.0	特例認定あり(注4⑳)
35 登米市	734.0	18.5	2.52	0.0	
36 気仙沼市	1,309.5	21.5	1.64	10.5	特例認定あり(注4㉑)
37 南三陸町	301.5	1.0	0.33	6.0	
38 名取市教育委員会	132.5	3.0	2.26	0.0	
39 多賀城市教育委員会	76.5	2.0	2.61	0.0	
40 色麻町教育委員会	48.0	1.0	2.08	0.0	
41 涌谷町教育委員会	68.0	1.0	1.47	0.0	
42 美里町教育委員会	112.0	2.0	1.79	0.0	
43 大河原町教育委員会	42.0	1.0	2.38	0.0	
44 登米市教育委員会	171.5	4.0	2.33	0.0	
45 登米市病院事業	341.0	5.0	1.47	3.0	
46 南三陸町教育委員会	45.5	1.0	2.20	0.0	
47 石巻地区広域行政事務組合	51.0	1.0	1.96	0.0	
48 大崎地域広域行政事務組合	137.0	4.0	2.92	0.0	
49 加美郡保健医療福祉行政事務組合	168.5	3.0	1.78	1.0	
50 仙南地域広域行政事務組合	71.0	2.0	2.82	0.0	
51 公立刈田総合病院	184.0	4.0	2.17	0.0	
52 みやぎ県南中核病院企業団	328.5	1.5	0.46	6.5	
2.4%適用機関計	16,607.0	400.5	2.41	0.0	
1 宮城県教育委員会	10,607.5	255.0	2.40	0.0	
2 仙台市教育委員会	5,538.0	133.0	2.40	0.0	
3 石巻市教育委員会	461.5	12.5	2.71	0.0	

注1 ①欄の「職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数である。

注2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、重度障害者(短時間勤務者以外の身体障害者数及び知的障害者)については、法律上1人を2人に相当するものとしており、ダブルカウントを行っている。重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、法律上1人を0.5人に相当するものとしており0.5カウントしている。

注3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

注4 注4の機関は、特例認定を受けている。
特例認定とは、地方機関A(例:首長部局)及び関係の深い地方機関B(例:教育委員会等)の申請に基づき、労働局長の認定を受けた場合に、地方機関Bに勤務する職員を地方機関Aに勤務する職員とみなすものである。

① 宮城県は令和元年5月に宮城県議会事務局、宮城県企業局と特例認定を受けている。

② 仙台市は平成20年5月に仙台市水道事業、仙台市交通事業、仙台市ガス事業、仙台市病院事業と特例認定を受けている。

③ 岩沼市は平成31年2月に岩沼市教育委員会と特例認定を受けている。

④ 亶理町は平成18年10月に亶理町教育委員会と特例認定を受けている。

⑤ 山元町は平成30年5月に山元町教育委員会と特例認定を受けている。

⑥ 大和町は令和元年5月に大和町教育委員会と特例認定を受けている。

⑦ 富谷市は平成26年1月に富谷市教育委員会と特例認定を受けている。

⑧ 東松島市は令和元年5月に東松島市農業委員会、東松島市教育委員会と特例認定を受けている。

⑨ 塩竈市は平成15年6月に塩竈市教育委員会と特例認定を受けている。

⑩ 利府町は令和元年5月に利府町教育委員会と特例認定を受けている。

⑪ 大崎市は平成18年11月に大崎市教育委員会、大崎市水道事業及び大崎市病院事業と特例認定を受けている。

⑫ 加美町は平成20年10月に加美町教育委員会と特例認定を受けている。

⑬ 角田市は平成25年1月に角田市教育委員会と特例認定を受けている。

⑭ 村田町は平成25年11月に村田町教育委員会と特例認定を受けている。

⑮ 柴田町は平成25年9月に柴田町教育委員会と特例認定を受けている。

⑯ 川崎町は平成14年12月に川崎町教育委員会と特例認定を受けている。

⑰ 白石市は平成25年12月に白石市教育委員会と特例認定を受けている。

⑱ 蔵王町は平成29年7月に蔵王町教育委員会と特例認定を受けている。

⑲ 七ヶ宿町は平成24年3月に七ヶ宿町教育委員会と特例認定を受けている。

⑳ 栗原市は平成22年2月に栗原市教育委員会と、令和元年5月に栗原市病院事業と特例認定を受けている。

㉑ 気仙沼市は平成18年11月に気仙沼市教育委員会と、令和元年5月に気仙沼市ガス事業及び水道事業と特例認定を受けている。

注5 ① 岩沼市は、11月1日現在において達成、不足数0.0人となっている。

② 東松島市は、10月1日現在において達成、不足数0.0人となっている。

③ 大崎市は、11月1日現在において達成、不足数0.0人となっている。

④ 美里町は、11月7日現在において達成、不足数0.0人となっている。

第3表 一般の民間企業における障害者の雇用状況（規模別）

	企 業 数 (社)	常 用 雇 用 労 働 者 数 (人)	算 定 基 礎 労 働 者 数 (人)	①身体障害者数					②知的障害者数					③精神障害者数					合 計 (①E+②E+③E) (人)	実 雇 用 率 (%)	法 定 雇 用 数 に 不 足 す る 障 害 者 数 (人)
				A 重 度 身 体 障 害 者 (人)	B 短 時 間 重 度 身 体 障 害 者 (人)	C 重 度 以 外 身 体 障 害 者 (人)	D 短 時 間 重 度 以 外 身 体 障 害 者 (人)	E 計 (A×2+B+C+D×0.5) (人)	A 重 度 知 的 障 害 者 (人)	B 短 時 間 重 度 知 的 障 害 者 (人)	C 重 度 以 外 知 的 障 害 者 (人)	D 短 時 間 重 度 以 外 知 的 障 害 者 (人)	E 計 (A×2+B+C+D×0.5) (人)	C 精 神 障 害 者 (人)	F 短 時 間 精 神 障 害 者 (人)	G (注4)に該当する障害者 (人)	E 計 (C+(F+G)×0.5+G) (人)				
合 計	1,564	308,826.5	289,031.5	1,058	136	1,546	186	3891.0	175	33	995	258	1,507.0	493	255	164	702.5	6100.5	2.11	1148.5	
45.5～ 100人未満	789	54,164.0	51,345.0	147	33	235	33	578.5	45	9	169	103	319.5	46	94	60	123.0	1021.0	1.99	426.0	
100～ 300人未満	577	95,292.0	88,259.0	311	36	466	58	1153.0	23	12	244	71	337.5	166	90	55	238.5	1729.0	1.96	435.5	
300～ 500人未満	106	39,837.5	36,576.5	135	17	190	28	491.0	38	6	152	28	248.0	63	17	8	75.5	814.5	2.23	145.0	
500～ 1,000人未満	61	41,044.5	37,602.5	143	11	180	16	485.0	16	3	142	22	188.0	62	20	14	79.0	752.0	2.00	92.5	
1,000 人以上	31	78,488.5	75,248.5	322	39	475	51	1183.5	53	3	288	34	414.0	156	34	27	186.5	1784.0	2.37	49.5	
達 成	788	166,244.0	156,996.0	813	91	1099	118	2875.0	159	29	814	214	1,268.0	340	193	117	495.0	4638.0	2.95	0.0	
45.5～ 100人未満	370	26,068.0	24,798.0	147	32	229	19	564.5	45	9	165	95	311.5	45	92	58	120.0	996.0	4.02	0.0	
100～ 300人未満	320	51,325.0	47,162.0	273	25	332	46	926.0	21	11	198	51	276.5	122	60	34	169.0	1371.5	2.91	0.0	
300～ 500人未満	54	20,029.0	17,960.0	86	7	112	22	302.0	35	6	141	21	227.5	39	11	5	47.0	576.5	3.21	0.0	
500～ 1,000人未満	25	15,926.0	15,222.0	67	5	85	4	226.0	10	2	79	16	109.0	27	11	6	35.5	370.5	2.43	0.0	
1,000 人以上	19	52,896.0	51,854.0	240	22	341	27	856.5	48	1	231	31	343.5	107	19	14	123.5	1323.5	2.55	0.0	
未 達 成	776	142,582.5	132,035.5	245	45	447	68	1016.0	16	4	181	44	239.0	153	62	47	207.5	1462.5	1.11	1148.5	
45.5～ 100人未満	419	28,096.0	26,547.0	0	1	6	14	14.0	0	0	4	8	8.0	1	2	2	3.0	25.0	0.09	426.0	
100～ 300人未満	257	43,967.0	41,097.0	38	11	134	12	227.0	2	1	46	20	61.0	44	30	21	69.5	357.5	0.87	435.5	
300～ 500人未満	52	19,808.5	18,616.5	49	10	78	6	189.0	3	0	11	7	20.5	24	6	3	28.5	238.0	1.28	145.0	
500～ 1,000人未満	36	25,118.5	22,380.5	76	6	95	12	259.0	6	1	63	6	79.0	35	9	8	43.5	381.5	1.70	92.5	
1,000 人以上	12	25,592.5	23,394.5	82	17	134	24	327.0	5	2	57	3	70.5	49	15	13	63.0	460.5	1.97	49.5	

(注)

- 1 規模別区分は、常用雇用労働者総数による。
- 2 算定基礎労働者数とは、常用雇用労働者総数から除外率相当数を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数である。
- 3 法定雇用数に不足する障害者数とは、個々の企業における法定雇用数に対し、雇用不足となっている数を累計したものである。
- 4 G欄は、F欄の精神障害者である短時間勤務労働者であって、次のいずれかに該当する者である。
 - i 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること。
 - ii 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

第4表 一般の民間企業における障害者の雇用状況（産業別）

(1) 概要

産業別	項目	企業数	常用雇用労働者数	算定基礎労働者数	①身体障害者数					②知的障害者数					③精神障害者数					合計 (①E+②E+③E)	実雇用率	達成企業の割合
					A 重度身体障害者	B 短時間重度身体障害者	C 重度以外身体障害者	D 短時間重度以外身体障害者	E 計 (A×2+B+C+D×0.5)	A 重度知的障害者	B 短時間重度知的障害者	C 重度以外知的障害者	D 短時間重度以外知的障害者	E 計 (A×2+B+C+D×0.5)	C 精神障害者	F 短時間精神障害者	G (注4)に該当する障害者	E 計 (C+(F+G)×0.5+G)				
01-02-05	農業・林業・採石業	8	717.5	664.5	2	1	11	0	16.0	0	0	3	0	3.0	2	0	0	2.0	21.0	3.16	100.0	
06~08	建設業	107	20,366.5	16,588.5	87	3	102	2	280.0	1	0	8	0	10.0	28	6	6	34.0	324.0	1.95	55.1	
09~32	製造業	327	56,068.0	55,833.0	228	15	323	15	801.5	21	2	206	56	278.0	97	46	35	137.5	1,217.0	2.18	59.3	
09-10	食品・たばこ	99	13,270.5	13,270.5	37	4	69	10	152.0	5	1	99	53	136.5	27	41	31	63.0	351.5	2.65	66.7	
11	繊維工業	11	944.0	944.0	6	2	9	0	23.0	1	1	12	1	15.5	2	0	0	2.0	40.5	4.29	90.9	
12-13	木材・家具	11	1,055.5	1,052.5	0	0	5	1	5.5	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0.0	5.5	0.52	27.3	
14-15	パルプ・紙・印刷	19	1,525.5	1,525.5	7	0	12	0	26.0	0	0	3	0	3.0	0	0	0	0.0	29.0	1.90	63.2	
16~18	化学・石油プラスチック	15	5,232.0	5,232.0	14	1	26	0	55.0	5	0	24	0	34.0	14	0	0	14.0	103.0	1.97	40.0	
21	窯業・土石	14	1,877.5	1,877.5	9	0	9	0	27.0	0	0	0	0	0.0	1	0	0	1.0	28.0	1.49	42.9	
22	鉄鋼	3	666.0	538.0	2	0	3	0	7.0	0	0	0	0	0.0	2	0	0	2.0	9.0	1.67	33.3	
23	非鉄金属	6	1,098.5	1,049.5	1	0	9	0	11.0	1	0	4	0	6.0	0	0	0.0	17.0	1.62	50.0		
24	金属製品	24	2,053.5	2,053.5	9	0	11	0	29.0	3	0	7	0	13.0	2	1	1	3.0	45.0	2.19	54.2	
29	電気機械	41	8,629.0	8,604.0	42	3	50	1	137.5	3	0	6	1	12.5	23	3	2	25.5	175.5	2.04	63.4	
25~27-30-31	その他の機械	47	14,283.0	14,253.0	81	3	83	2	249.0	1	0	41	0	43.0	14	0	0	14.0	306.0	2.15	57.4	
19-20-28-32	その他	37	5,433.0	5,433.0	20	2	37	1	79.5	2	0	10	1	14.5	12	1	1	13.0	107.0	1.97	56.8	
33~36	電気・ガス・水道業	7	14,588.5	14,588.5	73	2	146	3	295.5	0	0	8	0	8.0	8	0	0	8.0	311.5	2.14	28.6	
37~41	情報通信業	41	6,336.5	6,323.5	22	3	12	0	59.0	0	0	4	0	4.0	10	2	2	12.0	75.0	1.19	29.3	
42~49	運輸・郵便業	124	20,935.5	16,181.5	55	4	131	9	249.5	3	0	46	1	52.5	26	6	2	30.0	332.0	2.05	51.6	
50~61	卸売・小売業	247	59,916.5	59,865.5	194	25	247	38	679.0	18	7	271	57	342.5	108	62	47	162.5	1,184.0	1.98	40.5	
62~67	金融・保険業	22	8,709.0	8,709.0	32	10	52	18	135.0	0	0	1	0	1.0	19	3	2	21.5	157.5	1.81	36.4	
68~70	不動産・物品賃貸業	42	5,738.0	5,737.0	19	4	24	3	67.5	0	0	20	1	20.5	10	4	3	13.5	101.5	1.77	47.6	
71~74	学術研究 専門・技術サービス業	35	6,046.5	6,044.5	21	3	32	1	77.5	0	0	0	1	0.5	16	1	1	17.0	95.0	1.57	42.9	
75~77	宿泊業・飲食サービス業	61	11,621.0	11,621.0	27	7	33	7	97.5	15	0	65	18	104.0	32	8	5	38.5	240.0	2.07	49.2	
78~80	生活関連サービス業 娯楽業	45	6,094.0	6,094.0	15	3	14	13	53.5	46	4	103	5	201.5	16	5	2	19.5	274.5	4.50	35.6	
81-82	教育・学習支援業	31	7,862.5	6,120.5	26	1	33	3	87.5	0	0	6	1	6.5	7	0	0	7.0	101.0	1.65	32.3	
83~85	医療・福祉業	291	47,573.0	40,245.0	144	34	192	50	539.0	27	18	152	104	276.0	72	90	46	140.0	955.0	2.37	56.7	
86-87	複合サービス事業	18	4,677.0	4,674.0	22	2	23	0	69.0	1	0	4	1	6.5	1	1	1	2.0	77.5	1.66	22.2	
88~96	サービス業等	158	31,576.5	29,741.5	91	19	171	24	384.0	43	2	98	13	192.5	41	21	12	57.5	634.0	2.13	51.3	
合計		1,564	308,826.5	289,031.5	1,058	136	1,546	186	3,891.0	175	33	995	258	1,507.0	493	255	164	702.5	6,100.5	2.11	50.4	

(注)下段の()は、平成30年6月1日現在の数値である

(2) 達成・未達成別

産業別	項目	企業数	常用雇用労働者数	算定基礎労働者数	①身体障害者数					②知的障害者数					③精神障害者数				合計 (①E+②E+③E)	実雇用率 (%)			
					A 重度身体障害者	B 短時間 重度身体障害者	C 重度以外 身体障害者	D 短時間 重度以外 身体障害者	E (A×2+B+C+D×0.5)	A 重度知的障害者	B 短時間 重度知的障害者	C 重度以外 知的障害者	D 短時間 重度以外 知的障害者	E (A×2+B+C+D×0.5)	C 精神障害者	F 短時間 精神障害者	G (注4) に該当する 障害者	E (C+F+G)×0.5					
達成企業計					788	166,244.0	156,996.0	813	91	1,099	118	2,875.0	159	29	814	214	1,268.0	340	193	117	495.0	4,638.0	2.95
	01・02・05 農業・林業・採石業	8	717.5	664.5	2	1	11	0	16.0	0	0	3	0	3.0	2	0	0	2.0	21.0	3.16			
	06~08 建設業	59	8,843.5	7,234.5	60	1	55	0	176.0	0	0	6	0	6.0	14	1	1	15.0	197.0	2.72			
	09~32 製造業	194	35,025.0	34,896.0	195	11	249	12	656.0	16	2	170	53	230.5	62	43	33	100.0	986.5	2.83			
	33~36 電気・ガス・水道業	2	13,804.5	13,804.5	69	2	146	3	287.5	0	0	8	0	8.0	8	0	0	8.0	303.5	2.20			
	37~41 情報通信業	12	1,466.0	1,466.0	10	0	6	0	26.0	0	0	0	0	0.0	4	2	2	6.0	32.0	2.18			
	42~49 運輸・郵便業	64	10,968.5	8,417.5	44	4	96	8	192.0	3	0	39	1	45.5	23	4	2	26.0	263.5	3.13			
	50~61 卸売・小売業	100	29,524.5	29,524.5	137	20	151	24	457.0	13	3	209	44	260.0	70	38	27	102.5	819.5	2.78			
	62~67 金融・保険業	8	2,186.5	2,186.5	12	0	13	0	37.0	0	0	1	0	1.0	9	0	0	9.0	47.0	2.15			
	68~70 不動産・物品賃貸業	20	2,613.5	2,613.5	18	3	16	1	55.5	0	0	7	0	7.0	9	1	1	10.0	72.5	2.77			
	71~74 学術研究 専門・技術サービス業	15	3,376.5	3,376.5	19	1	21	0	60.0	0	0	0	0	0.0	15	1	1	16.0	76.0	2.25			
	75~77 宿泊業・飲食サービス業	30	8,633.0	8,633.0	26	6	31	6	92.0	15	0	61	16	99.0	30	2	1	31.5	222.5	2.58			
	78~80 生活関連サービス業 娯楽業	16	2,354.5	2,354.5	10	3	10	6	36.0	46	4	96	3	193.5	15	4	1	17.5	247.0	10.49			
	81~82 教育・学習支援業	10	2,744.0	2,098.0	11	0	20	2	43.0	0	0	3	0	3.0	3	0	0	3.0	49.0	2.34			
	83~85 医療・福祉業	165	24,721.0	21,849.0	111	27	149	39	417.5	25	18	127	85	237.5	50	83	41	112.0	767.0	3.51			
	86~87 複合サービス事業	4	1,689.0	1,689.0	13	0	7	0	33.0	1	0	3	1	5.5	0	0	0	0.0	38.5	2.28			
	88~96 サービス業等	81	17,576.5	16,188.5	76	12	118	17	290.5	40	2	81	11	168.5	26	14	7	36.5	495.5	3.06			
未達成企業計					776	142,582.5	132,035.5	245	45	447	68	1,016.0	16	4	181	44	239.0	153	62	47	207.5	1,462.5	1.11
	01・02・05 農業・林業・採石業	0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.00			
	06~08 建設業	48	11,523.0	9,354.0	27	2	47	2	104.0	1	0	2	0	4.0	14	5	5	19.0	127.0	1.36			
	09~32 製造業	133	21,043.0	20,937.0	33	4	74	3	145.5	5	0	36	3	47.5	35	3	2	37.5	230.5	1.10			
	33~36 電気・ガス・水道業	5	784.0	784.0	4	0	0	0	8.0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0.0	8.0	1.02			
	37~41 情報通信業	29	4,870.5	4,857.5	12	3	6	0	33.0	0	0	4	0	4.0	6	0	0	6.0	43.0	0.89			
	42~49 運輸・郵便業	60	9,967.0	7,764.0	11	0	35	1	57.5	0	0	7	0	7.0	3	2	0	4.0	68.5	0.88			
	50~61 卸売・小売業	147	30,392.0	30,341.0	57	5	96	14	222.0	5	4	62	13	82.5	38	24	20	60.0	364.5	1.20			
	62~67 金融・保険業	14	6,522.5	6,522.5	20	10	39	18	98.0	0	0	0	0	0.0	10	3	2	12.5	110.5	1.69			
	68~70 不動産・物品賃貸業	22	3,124.5	3,123.5	1	1	8	2	12.0	0	0	13	1	13.5	1	3	2	3.5	29.0	0.93			
	71~74 学術研究 専門・技術サービス業	20	2,670.0	2,668.0	2	2	11	1	17.5	0	0	0	1	0.5	1	0	0	1.0	19.0	0.71			
	75~77 宿泊業・飲食サービス業	31	2,988.0	2,988.0	1	1	2	1	5.5	0	0	4	2	5.0	2	6	4	7.0	17.5	0.59			
	78~80 生活関連サービス業 娯楽業	29	3,739.5	3,739.5	5	0	4	7	17.5	0	0	7	2	8.0	1	1	1	2.0	27.5	0.74			
	81~82 教育・学習支援業	21	5,118.5	4,022.5	15	1	13	1	44.5	0	0	3	1	3.5	4	0	0	4.0	52.0	1.29			
	83~85 医療・福祉業	126	22,852.0	18,396.0	33	7	43	11	121.5	2	0	25	19	38.5	22	7	5	28.0	188.0	1.02			
	86~87 複合サービス事業	14	2,988.0	2,985.0	9	2	16	0	36.0	0	0	1	0	1.0	1	1	1	2.0	39.0	1.31			
	88~96 サービス業等	77	14,000.0	13,553.0	15	7	53	7	93.5	3	0	17	2	24.0	15	7	5	21.0	138.5	1.02			

第5表 一般の民間企業における障害者の雇用状況（安定所別）

	企 業 数 (社)	常 用 雇 用 労 働 者 数 (人)	算 定 基 礎 労 働 者 数 (人)	①身体障害者数					②知的障害者数					③精神障害者数				合 計 (①E+②E+③E) (人)	実 雇 用 率 (%)	達 成 企 業 数 (社)	不 足 数 (人)
				A 重 度 身 体 障 害 者 (人)	B 短 時 間 重 度 身 体 障 害 者 (人)	C 重 度 以 外 身 体 障 害 者 (人)	D 短 時 間 重 度 以 外 身 体 障 害 者 (人)	E 計 (A×2+B+C+D×0.5) (人)	A 重 度 知 的 障 害 者 (人)	B 短 時 間 重 度 知 的 障 害 者 (人)	C 重 度 以 外 知 的 障 害 者 (人)	D 短 時 間 重 度 以 外 知 的 障 害 者 (人)	E 計 (A×2+B+C+D×0.5) (人)	C 精 神 障 害 者 (人)	F 短 時 間 精 神 障 害 者 (人)	G (注4)に該当する障害者 (人)	E 計 (C+(F+G)×0.5+G) (人)				
仙 台	964	216,129.5	201,061.5	718	91	1,046	135	2,640.5	108	22	666	189	998.5	358	205	136	528.5	4,167.5	2.07	422	861.5
大 和	47	15,804.0	15,391.0	84	2	71	4	243.0	4	4	49	5	63.5	22	4	4	26.0	332.5	2.16	23	26.5
石 巻	105	13,415.5	12,543.5	42	10	78	12	178.0	5	0	43	6	56.0	21	8	5	27.5	261.5	2.08	65	51.5
塩 釜	92	13,484.0	11,968.0	48	4	76	9	180.5	6	1	32	3	46.5	17	6	5	22.5	249.5	2.08	54	51.5
古 川	129	15,296.5	14,557.5	55	7	94	10	216.0	6	0	31	12	49.0	18	7	6	24.5	289.5	1.99	76	69.5
大河原	51	10,644.0	10,224.0	32	3	49	3	117.5	13	0	58	9	88.5	15	3	2	17.5	223.5	2.19	34	18.5
白 石	29	3,789.5	3,667.5	13	1	23	2	51.0	15	1	24	4	57.0	7	10	0	12.0	120.0	3.27	19	11.0
築 館	46	6,768.0	6,527.0	21	3	44	3	90.5	6	2	28	6	45.0	13	2	1	14.5	150.0	2.30	34	13.5
迫	47	7,344.5	7,173.5	23	11	37	4	96.0	12	3	36	15	70.5	14	7	2	18.5	185.0	2.58	32	19.0
気仙沼	54	6,151.0	5,918.0	22	4	28	4	78.0	0	0	28	9	32.5	8	3	3	11.0	121.5	2.05	29	26.0
合 計	1,564	308,826.5	289,031.5	1,058	136	1,546	186	3,891.0	175	33	995	258	1,507.0	493	255	164	702.5	6,100.5	2.11	788	1,148.5

第6表 一般の民間企業における障害者の雇用状況の推移

① 年	② 企業数 (社)	③ 算定基礎 労働者数 (人)	④ 障害者の数 (人)		⑤ 実雇用率 (%)	⑥ 達成企業数 (社)	⑦ 達成企業の 割合 (%)	⑧ 法定雇用に 不足する数 (人)	
				うち重度 (実数)					
平成	3	762	177,764	2,404	484	1.35	388	50.9	901
	4	839	188,883	2,606	541	1.38	394	47.0	934
	5	859	193,636	2,708	578	1.40	408	47.5	903
	6	878	197,256	2,818	633	1.43	414	47.2	944
	7	882	198,834	2,774	641	1.40	401	45.5	949
	8	880	199,633	2,852	679	1.43	435	49.4	940
	9	984	207,827	3,021	710	1.45	451	45.8	1,013
	10	969	207,550	3,000	683	1.45	437	45.1	983
	11	1,044	211,586	3,046	698	1.44	412	39.5	1,292
	12	1,030	207,296	3,065	711	1.48	422	41.0	1,233
	13	975	200,813	3,004	714	1.50	422	43.3	1,135
	14	950	191,862	2,881	692	1.50	386	40.6	1,112
	15	956	190,181	2,874	681	1.51	397	41.5	1,063
	16	1,009	202,601	2,923	706	1.44	409	40.5	1,130
	17	1,032	205,280	3,103	751	1.51	436	42.2	1,049
	18	1,064	212,427	3,305.5	806	1.56	463	43.5	1,001
	19	1,119	219,566	3,436.5	841	1.57	510	45.6	998
	20	1,143	225,877	3,567.5	869	1.58	519	45.4	1,102
	21	1,119	223,891	3,504.0	853	1.57	506	45.2	1,051
	22	1,124	226,985	3,679.0	887	1.62	532	47.3	994
	23	1,096	235,621.5	3,770.5	963	1.60	504	46.0	998
	24	1,164	243,555.5	3,975.5	1,004	1.63	540	46.4	947.5
	25	1,339	261,439.5	4,461.5	1,121	1.71	576	43.0	1,258.0
	26	1,364	264,773.0	4,596.5	1,139	1.74	623	45.7	1,177.5
	27	1,392	269,852.0	4,830.5	1,169	1.79	648	46.6	1,122.5
	28	1,411	274,609.0	5,173.0	1,229	1.88	706	50.0	1,061.0
	29	1,396	276,310.0	5,357.5	1,158	1.94	742	53.2	972.0
	30	1,525	285,714.0	5,844.5	1,192	2.05	750	49.2	1,218.5
令和	元	1,564	289,031.5	6,100.5	1,233	2.11	788	50.4	1,148.5

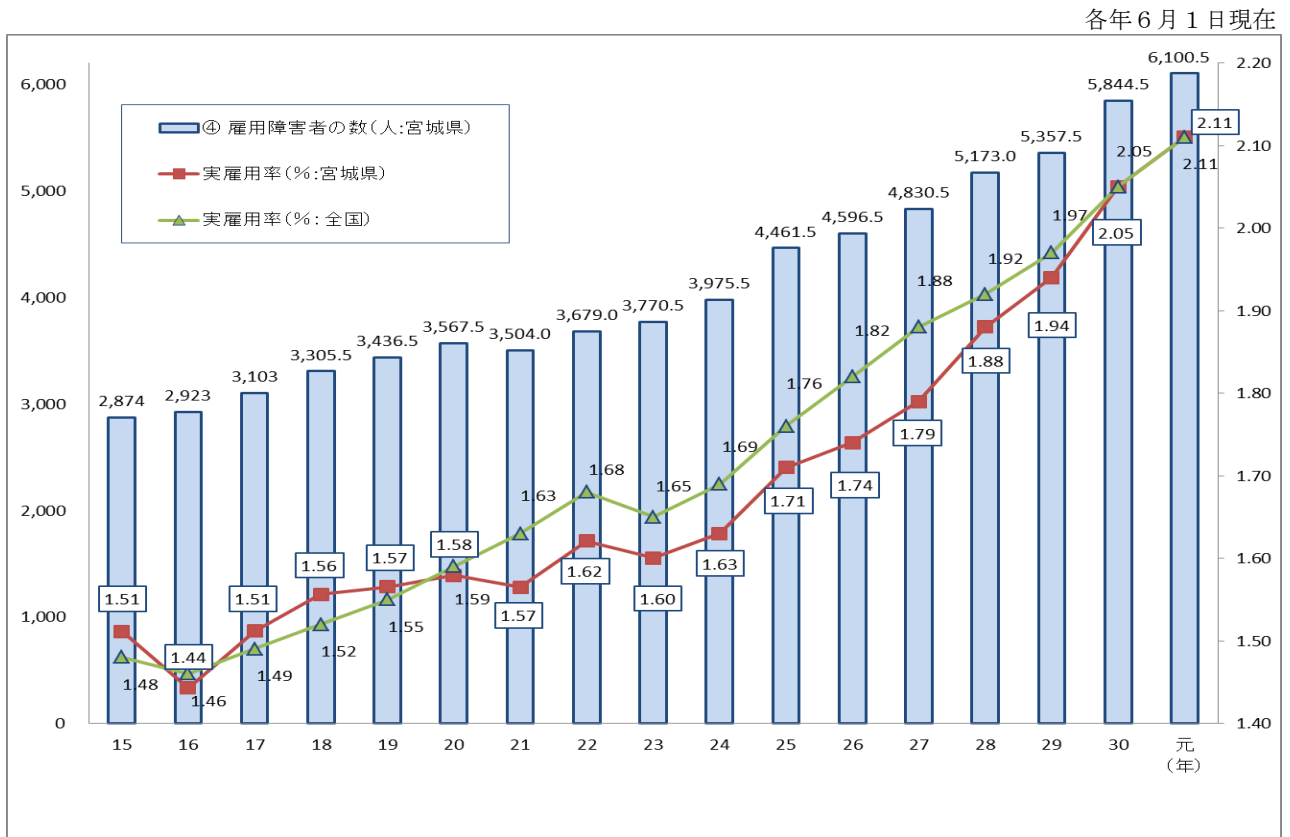
(注) 障害者の数とは、次に掲げる者の合計である。

- 昭和63年～平成4年 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者
- 平成5年～平成17年 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、重度身体障害者である短時間労働者、重度知的障害者である短時間労働者。
- 平成18年～平成22年 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、精神障害者、重度身体障害者である短時間労働者、重度知的障害者である短時間労働者、精神障害者である短時間労働者（0.5カウント）
- 平成23年～ 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者、重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者（重度以外身体障害者及び知的障害者である短時間労働者は0.5カウント）
- 平成30年～ 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者、重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者（重度以外身体障害者及び知的障害者である短時間労働者は0.5カウント）精神障害者である短時間労働者は条件により0.5⇒1カウント（条件は第1表（注）4と同じ）

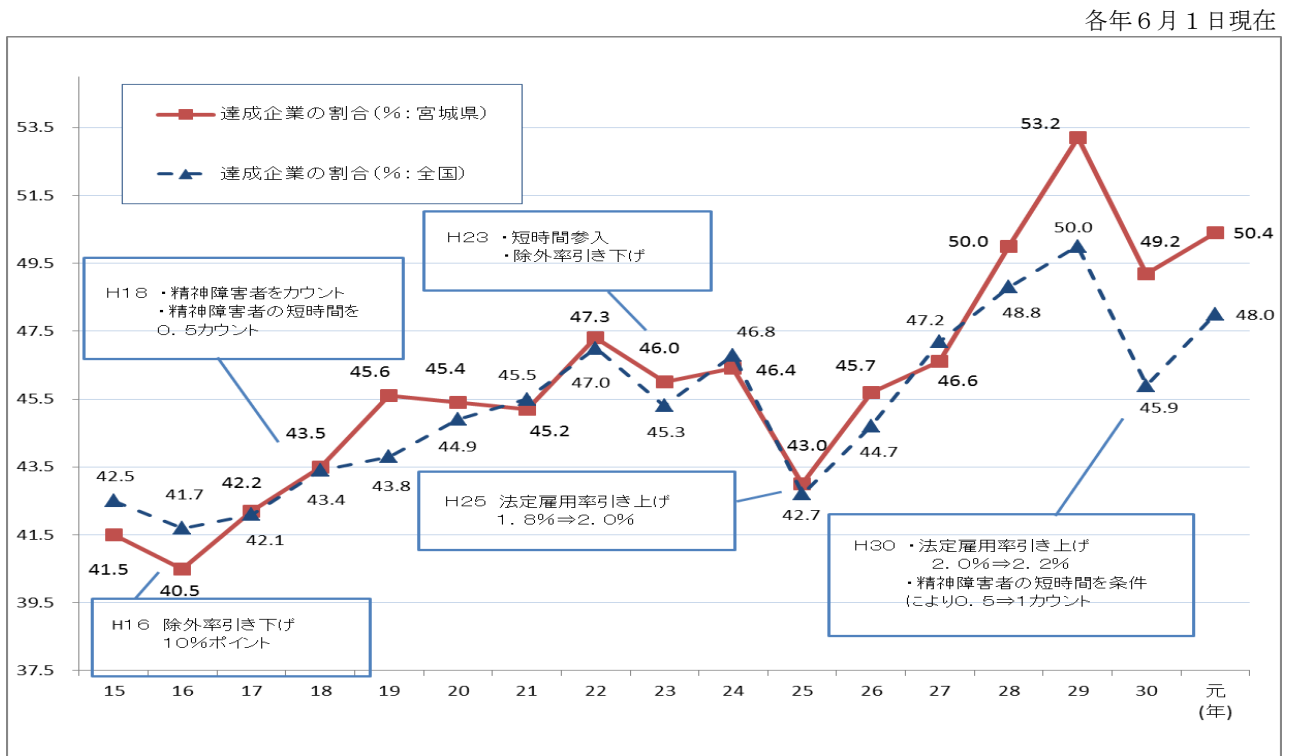
－ グラフ －

一般の民間企業における障害者の雇用状況の推移

(1) 実雇用率と雇用されている障害者の数

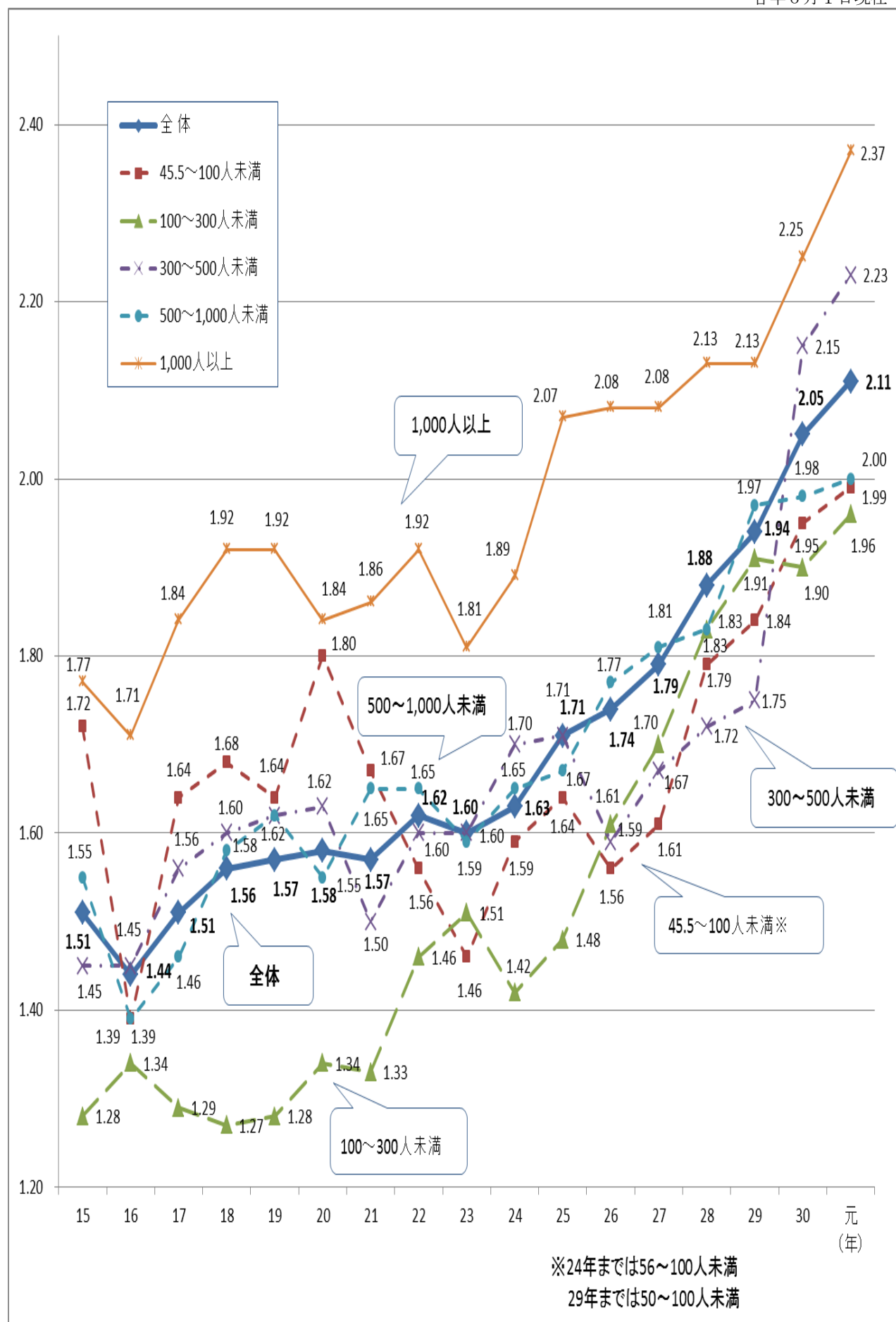


(2) 達成企業割合



(3) 企業規模別実雇用率

各年6月1日現在



Ⅲ 障害者の職業紹介状況の概要

令和元年度1月末までの職業紹介状況は、新規求職申込件数が3,417件となり、対前年比で168件、5.2%の増となった。身体障害者は916件と対前年比で68件、6.9%の減少、知的障害者は578件で同32件、5.9%の増加、精神障害者が1,603件で同163件、11.3%の増加、その他の障害者（発達障害者、難病、高次脳機能障害）が、320件で同41件、14.7%増加した。

就職件数は、1,564件で、前年比で4件、0.3%減少した。身体障害者、知的障害者、その他の障害者において減少した。精神障害者は増加となった。

有効求職者数は、4,446人で、対前年比で225人、5.3%の増加であった。身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他の障害者の全てにおいて増加した。

IV 障害者職業紹介業務取扱状況表

第7表 障害者職業紹介業務取扱状況

令和2年1月末現在

区分 項目	合計				身体障害者				知的障害者				精神障害者				その他障害者 (発達障害、難病、HIV感染者等)																		
	新規求職申込件数	(有効)求職者数	紹介件数	就職件数	新規登録者数	45歳以上	重度障害者	紹介件数	就職件数	45歳以上	重度障害者	新規登録者数	(有効)求職者数	紹介件数	就職件数	新規登録者数	(有効)求職者数	紹介件数	就職件数	新規求職申込件数	新規登録者数	(有効)求職者数	紹介件数	就職件数	新規求職申込件数	新規登録者数	(有効)求職者数	紹介件数	就職件数						
																														新規求職申込件数	(有効)求職者数	紹介件数	就職件数	新規登録者数	45歳以上
年度月別	3,278	1,617	3,801	6,212	1,617	1,177	465	745	514	196	358	1,540	652	2,409	940	608	231	353	539	298	642	761	346	1,417	713	1,472	2,707	615	145	92	147	335	48		
25年度計	3,423	1,610	3,918	7,102	1,584	1,208	489	751	513	219	345	1,556	670	2,544	988	520	179	314	516	259	638	670	317	1,476	692	1,561	3,491	664	223	146	163	397	83		
26年度計	3,326	1,425	3,759	6,734	1,656	1,073	434	679	424	181	267	1,400	597	2,342	913	529	227	318	557	264	561	598	344	1,474	616	1,594	3,364	695	222	121	204	430	88		
27年度計	3,407	1,496	3,936	6,479	1,616	1,148	483	789	473	203	330	1,385	614	2,240	862	510	210	302	589	302	665	675	337	1,439	583	1,705	3,157	678	231	138	181	407	91		
28年度計	3,522	1,589	4,005	6,775	1,717	1,111	457	719	492	198	334	1,381	612	2,080	815	477	187	304	646	295	712	821	397	1,491	638	1,718	3,334	718	274	164	194	540	125		
30年 4月	314	132	3,785	454	281	115	51	91	53	25	47	1,416	636	147	39	53	25	34	37	13	582	55	151	142	55	1,597	217	61	20	11	190	35	16		
5月	345	140	3,883	565	186	120	47	91	58	24	51	1,454	652	217	100	67	21	40	58	14	609	75	30	141	55	1,629	246	80	26	13	191	27	9		
6月	303	156	3,961	471	139	92	44	54	43	21	29	1,463	655	151	71	44	20	28	36	17	621	39	19	147	77	1,677	242	67	28	19	200	39	9		
7月	352	190	4,126	543	123	108	47	73	45	22	35	1,506	676	175	79	45	16	31	66	47	669	52	19	151	82	1,746	274	52	27	16	205	42	7		
8月	339	178	4,248	451	133	85	30	59	35	13	27	1,516	682	135	56	32	10	23	82	56	722	42	21	132	66	1,783	243	66	40	21	227	31	14		
9月	356	175	4,325	426	101	105	54	83	52	25	44	1,540	695	109	45	29	15	16	78	38	765	48	18	147	66	1,781	229	49	26	19	239	40	5		
10月	370	154	4,422	750	152	115	46	65	40	12	25	1,564	706	242	101	42	17	32	48	11	774	77	29	168	78	1,829	372	61	39	25	255	59	20		
11月	289	138	4,437	568	194	86	32	55	37	13	21	1,559	701	193	62	57	24	34	43	15	774	51	33	137	71	1,850	279	89	23	15	254	45	15		
12月	245	108	4,233	407	155	65	31	46	24	12	18	1,442	659	132	63	55	18	34	41	19	757	35	22	120	51	1,789	218	72	19	14	245	22	6		
31年 1月	336	161	4,221	569	104	93	47	66	37	22	26	1,416	665	149	55	39	16	30	57	38	767	44	13	155	75	1,789	314	42	31	11	249	62	10		
2月	366	138	4,327	914	122	95	34	65	32	11	20	1,428	661	231	100	21	10	14	69	24	806	142	20	174	69	1,839	478	68	28	13	254	63	13		
3月	361	144	4,100	699	158	111	44	75	38	14	29	1,398	645	197	79	39	15	28	52	17	743	101	24	161	65	1,725	338	84	37	24	234	63	11		
30年度計	3,976	1,814	4,100	6,817	1,848	1,190	507	823	494	214	372	1,398	645	2,078	850	523	207	344	667	309	743	761	399	1,775	810	1,725	3,450	791	344	201	234	528	135		
31年 4月	369	158	4,079	489	302	145	55	109	66	24	50	1,464	668	149	72	58	28	34	34	10	618	32	147	161	68	1,761	255	78	29	14	236	53	19		
令和元年5月	315	130	4,079	584	167	107	39	84	45	17	41	1,479	669	165	63	42	17	21	37	7	616	44	34	144	59	1,753	325	81	27	19	231	50	10		
6月	306	116	4,149	480	156	78	26	61	22	5	18	1,483	661	131	48	50	21	33	42	14	631	42	22	155	67	1,797	263	70	31	13	238	44	14		
7月	352	168	4,218	514	132	71	34	51	32	14	21	1,484	664	119	59	30	13	21	62	36	663	48	15	187	84	1,837	310	75	32	16	234	37	12		
8月	325	167	4,305	464	126	71	30	49	34	18	25	1,506	677	117	56	25	11	15	67	40	684	40	25	151	73	1,870	265	67	36	20	245	42	9		
9月	393	206	4,531	522	109	89	34	57	40	18	28	1,550	695	155	50	35	17	28	101	63	763	55	13	174	86	1,962	307	49	29	17	256	45	12		
10月	352	145	4,617	857	157	94	48	66	35	18	24	1,571	707	222	94	39	18	24	51	21	781	124	28	184	78	2,016	454	76	23	11	249	57	14		
11月	304	147	4,371	596	175	80	32	50	40	19	25	1,475	675	151	62	42	10	31	37	15	741	52	30	153	72	1,922	333	87	34	20	233	60	16		
12月	368	223	4,420	510	144	93	39	60	48	16	30	1,472	673	113	51	32	15	25	113	88	813	43	20	137	71	1,894	301	85	25	16	241	53	7		
令和2年1月	333	118	4,446	509	96	88	35	61	35	12	29	1,470	667	116	49	27	10	22	34	10	786	34	18	157	51	1,913	291	38	54	22	277	68	13		
2月																																			
3月																																			
令和元年度計	3,417	1,578	-	5,565	1,564	916	372	648	397	161	291	-	-	1,438	604	380	160	254	578	304	-	514	352	1,603	709	-	3,104	706	320	168	-	509	126		

第9表 産業別・職業別
規模別就職状況

(平成30年度)

産業別 職業別・規模別		就職数		知的 障害者		精神 障害者	その 他の 障害者
		身体 障害者	重度	重度			
産 業	ABC 農林, 漁業, 採石業	5	2	11	0	14	2
	D 建設業	35	10	9	2	33	4
	E 製造業	53	20	40	5	97	20
	F 電気・ガス・水道業	1	0	0	0	1	3
	G 情報通信業	8	4	2	0	24	1
	H 運輸業, 郵便業	35	14	22	1	31	9
	I 卸売業, 小売業	39	13	62	4	107	13
	J 金融業, 保険業	19	8	2	0	15	0
	K 不動産業, 業 物品賃貸業	6	1	2	1	4	3
	L 学術研究, 専門・ 技術サービス業	7	6	3	0	23	6
	M 宿泊業, 業 飲食サービス業	13	5	21	1	29	3
	N 生活関連サービス業 娯楽業	10	4	19	2	20	2
	O 教育, 学習支援業	15	7	10	2	16	5
	P 医療, 福祉	132	64	142	13	223	34
	QR 複合サービス事業 サービス業	66	30	45	0	80	18
ST 公務・その他	79	19	9	2	74	12	
職 業	A 管 理	0	0	0	0	0	0
	B 専門・技術	67	43	1	0	46	8
	C 事 務	203	71	27	2	234	32
	D 販 売	20	10	34	2	60	10
	E サービス	43	14	70	4	71	16
	F 保 安	4	1	4	0	14	3
	G 農 林 漁 業	12	7	44	5	56	6
	H 生産工程	43	17	45	4	128	20
	I 輸送・機械運転	33	11	1	0	17	10
	J 建設・採掘	12	1	2	0	12	1
	K 運搬・清掃・包装	86	32	171	16	153	29
合 計		523	207	399	33	791	135
企 業 規 模	49人以下	175	71	109	13	284	47
	50～55人	14	3	8	0	15	6
	56～300人	117	56	92	6	189	33
	301人以上	217	77	190	14	303	49

第10表 身体障害者の
障害部位別就職状況

(平成30年度)

障害部位別		就職数	
		身体障害者	重度
1	視 覚	57	37
2	聴 覚	66	38
3	平 衡 機 能	0	0
4	音 声 ・ 言 語 ・ そ し や く	11	1
5	上 肢 切 断	12	2
6	上 肢 機 能	89	33
7	下 肢 切 断	10	1
8	下 肢 機 能	132	14
9	体 幹 機 能	11	2
10	脳病変上肢機能	2	1
11	脳病変移動機能	0	0
12	心 臓 機 能	61	39
13	腎 臓 機 能	37	33
14	呼 吸 器 機 能	1	0
15	膀 胱 ・ 直 腸 機 能	26	2
16	免 疫 機 能	4	3
17	肝 機 能	4	1
合 計		523	207

(注)平成30年4月1日から平成31年3月31日まで